

第2章 災害応急対策計画関係の資料

○大野城市防災会議条例

昭和48年3月26日条例第12号
改正

平成10年6月24日条例第15号
平成11年12月21日条例第32号
平成18年12月27日条例第35号
平成24年3月28日条例第10号
平成24年9月25日条例第19号

大野城市防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、大野城市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大野城市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 副会長は副市長をもって充てる。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、職務を代理する。
- 6 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 自衛隊の部隊の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 福岡県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (4) 福岡県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長が市の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関、又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めて任命する者
- 7 前項に規定する委員の定数は、30人以内とする。
- 8 第6項第8号から第10号までの委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 9 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。
- 2 大野城市水防協議会条例（昭和29年条例第42号）は、昭和48年3月31日に廃止する。

附 則（平成10年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年条例第32号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第35号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第11条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）による地方自治法第238条の4の改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成24年3月28日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月25日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

大野城市防災会議運営規程

令和4年2月17日

(目的)

第1条 この規程は、大野城市防災会議条例（平成24年条例第19号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、大野城市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議の招集は会長が行う。

2 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

3 防災会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

4 防災会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(異動等の報告)

第3条 条例第3条第6項第1号から第4号まで及び第7号から第10号までの委員は、異動等があったときは、速やかに会長に報告しなければならない。

(庶務)

第4条 防災会議の庶務は、危機管理部危機管理課において処理する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和4年2月17日から施行する。

大野城市防災会議委員名簿

(令和5年4月時点)

委 員	機 関 ・ 団 体 名	職 名
会 長	大野城市	市長
副会長	大野城市	副市長
1号委員	国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所	福岡維持出張所長
2号委員	陸上自衛隊第4後方支援連隊補給隊	補給隊長
3号委員	福岡県総務部防災危機管理局消防防災指導課	課長
	福岡県那珂県土整備事務所	所長
	福岡県福岡農林事務所	所長
	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	所長
4号委員	福岡県春日警察署	警備課長
5号委員	大野城市	総務財政部長
	大野城市	危機管理部長
	大野城市	監査委員事務局長
	大野城市	経営戦略課長
6号委員	大野城市教育委員会	教育長
7号委員	大野城市消防団	団長
	春日・大野城・那珂川消防組合 消防本部	消防長
8号委員	九州電力送配電(株) 福岡南配電事業所	
	西日本電信電話(株) 九州支店	
	西部ガス(株)福岡支社 福岡供給部	
	九州旅客鉄道(株) 南福岡駅	
	西日本鉄道(株)	
	(一社)筑紫医師会	
9号委員	大野城市区長会	
	九州大学	
10号委員	社会福祉法人 大野城市社会福祉協議会	
	大野城市校長会	
	大野城市民生委員児童委員連合協議会	
	大野城まどかびあ男女平等推進センター	
	大野城共生ネットワーク	
	大野城市商工会女性部	
	NPO法人 チャイルドケアセンター	
	福岡県男女共同参画センター「あすばる」	

■大野城市災害警戒本部組織図（風水害）

災 害 警 戒 本 部			部	事務分掌	
本部長	副本部長	本 部 員 (部 長)			
副市長	教育長	危機管理部長	本部総括部	<ul style="list-style-type: none"> ◆警戒本部設置について職員への周知 ◆気象情報・河川水位情報等の収集・伝達・記録 ◆県、消防署、自衛隊等の各関係機関への連絡 ◆各情報（各警戒活動状況、その他）の記録、収集、整理、伝達 ◆災害対策本部への移行準備 ◆無線等の必要備品の確保 	
		総務財政部長	総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> ◆車両、住宅地図等の必要備品の確保 ◆各情報（市民等からの通報）の記録、収集、整理、伝達 	
		都市整備部長	建設対策部	河川警戒対策班	<ul style="list-style-type: none"> ◆御笠川の井堰倒伏 <ul style="list-style-type: none"> ・梅林（那珂県土整備事務所及び福岡市に要請） ・畑詰・宮添・新井手（巡視職員で倒伏措置） ・市の瀬（上下水道の浄水担当に要請） ◆河川水位観測と巡視警戒 <ul style="list-style-type: none"> ・御笠川及び牛頭川（JR下流付近市境から御笠川合流点までの区間） ・県の河川水位観測所情報（大野城市筒井橋、太宰府市落合橋） ・市の定点観測場所（梅林堰・畑詰橋・御笠橋・筒井橋・落合橋・牛頭川木下橋） ◆緊急広報
				市域警戒対策班	<ul style="list-style-type: none"> ◆南地区牛頭川及び市内水路等の井堰倒伏 ◆市内水路（川久保川・平田川・平野川を含む）ため池及び南地区牛頭川の警戒巡視 ◆がけ崩れ（急傾斜地）・土砂崩れの災害危険箇所の警戒巡視、緊急広報 ◆市民からの連絡通報箇所の対応 ◆道路冠水・損壊等に伴う交通規制の緊急措置 ◆道路冠水危険箇所の警戒巡視、緊急広報 ◆市民からの連絡通報箇所の対応
				応急資機材調達輸送班	<ul style="list-style-type: none"> ◆水害・土砂災害の防止に係る必要な資機材等の備蓄状況把握、調達、輸送 ◆協力企業等への協力依頼 ◆河川警戒対策班・市域警戒対策班・道路警戒班の連絡状況や要請に応じて、業者への指示
		地域創造部長 教育部長 こども未来部長	避難対策部	<ul style="list-style-type: none"> ◆各区及び各地域行政センターへの連絡・情報収集 ◆災害警戒状況を踏まえた、災害対策本部への移行準備 ◆災害警戒本部への協力 	
		総合政策部長	広報・報道部	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害警戒状況を踏まえた、災害対策本部への移行準備 ◆災害警戒本部への協力 	
		市民生活部長	市民対策部		
		すこやか福祉部長	福祉医療対策部		
		議会事務局長	議会対策部		
		環境経済部長	環境経済対策部		
上下水道局長	上下水道部				
本部長付	消防団長	消防団	<ul style="list-style-type: none"> ◆各分団担当区域の警戒巡視 ◆緊急広報 		

■大野城市災害警戒本部組織図（震災）

災 害 警 戒 本 部			部	事務分掌		
本部長	副本部長	本 部 員 (部 長)				
副市長	教育長	危機管理部長	本部総括部	<ul style="list-style-type: none"> ◆警戒本部設置について職員への周知 ◆地震関連情報・被害情報等の収集・伝達・記録 ◆県、消防署、自衛隊等の各関係機関への連絡 ◆各情報（各警戒活動状況、その他）の記録、収集、整理、伝達 ◆災害対策本部への移行準備 ◆無線等の必要備品の確保 		
		総務財政部長			総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> ◆車両、住宅地区等の必要備品の確保 ◆各情報（市民等からの通報）の記録、収集、整理、伝達 ◆公共施設の被害調査
		都市整備部長	建設対策部	河川警戒対策班	<ul style="list-style-type: none"> ◆市域の被害状況の調査・把握 ◆がけ崩れ（急傾斜地）・土砂崩れの災害危険箇所の警戒巡視、緊急広報 ◆市民からの連絡通報箇所の対応 ◆道路損壊等に伴う交通規制の緊急措置 ◆緊急広報 ◆市民からの連絡通報箇所の対応 	
				応急資機材調達輸送班		<ul style="list-style-type: none"> ◆初期活動に必要な資機材等の備蓄状況把握、調達、輸送 ◆協力企業等への協力依頼 ◆市域警戒対策班・道路警戒班の連絡状況や要請に応じて、業者への指示
				避難対策部		
		総合政策部長	広報・報道部			
		市民生活部長	市民対策部			
		すこやか福祉部長	福祉医療対策部			
		議会事務局長	議会対策部			
		環境経済部長	環境経済対策部			
上下水道局長	上下水道部					
本部長付	消 防 団 長	消防団	<ul style="list-style-type: none"> ◆各分団担当区域の警戒巡視 ◆緊急広報 			

■大野城市災害警戒本部組織図（原子力）

災 害 警 戒 本 部			部	事務分掌	
本部長	副本部長	本 部 員 (部 長)			
副市長	教育長	危機管理部長	本部総括部	<ul style="list-style-type: none"> ◆警戒本部設置について職員への周知 ◆県・関係機関からの情報収集・事故状況の把握 ◆県、消防署、自衛隊等の各関係機関への連絡 ◆各情報の記録、収集、整理、伝達 ◆災害対策本部への移行準備 	
		総務財政部長	総務対策部	◆各情報の記録、収集、整理、伝達	
		都市整備部長	建設対策部	河川警戒対策班	<ul style="list-style-type: none"> ◆市域の被害状況の調査・把握 ◆がけ崩れ（急傾斜地）・土砂崩れの災害危険箇所の警戒巡視、緊急広報 ◆市民からの連絡通報箇所の対応 ◆道路損壊等に伴う交通規制の緊急措置
				<ul style="list-style-type: none"> ◆緊急広報 ◆市民からの連絡通報箇所の対応 	
		地域創造部長 教育部長 こども未来部長	避難対策部	応急資機材調達輸送班 <ul style="list-style-type: none"> ◆初期活動に必要な資機材等の備蓄状況把握、調達、輸送 ◆協力企業等への協力依頼 ◆市域警戒対策班・道路警戒班の連絡状況や要請に応じて、業者への指示 	
		総合政策部長	広報・報道部		
		市民生活部長	市民対策部		
		すこやか福祉部長	福祉医療対策部	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害警戒状況を踏まえた、災害対策本部への移行準備 ◆災害警戒本部への協力 	
		議会事務局長	議会対策部		
		環境経済部長	環境経済対策部		
上下水道局長	上下水道部				
本部長付	消 防 団 長		消防団	<ul style="list-style-type: none"> ◆各分団担当区域の警戒巡視 ◆緊急広報 	

○大野城市災害対策本部条例

昭和48年3月26日条例第13号

改正

平成8年3月26日条例第15号

平成24年9月25日条例第19号

大野城市災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、大野城市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員が、これに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（平成8年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月25日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

■大野城市災害対策本部組織図

大野城市防災会議

災害対策本部			部	班	平常時 構成組織		
本部長	副本部長	本部員 (部長)					
市長	副市長 教育長	危機管理部長	本部総括部	本部班	危機管理課 秘書室		
		総務財政部長		総務対策部	情報総括班	危機管理課	
					受援調整班	必要時のみ	
			総務対策部	総務班	人事マネジメント課 総務管理課		
				財政調達班	財政課 財産管理課		
		出納室 給付金対策室					
		総合政策部長	広報・報道部	広報・報道班	経営戦略課 デジタル推進課 プロモーション推進課 監査委員事務局		
		都市整備部長	建設対策部	建設対策班	建設管理課 公園街路課 都市計画課 連立・高架下活用推進課		
		環境経済部長	環境経済対策部	環境班	循環型社会推進課 生活安全課		
				産業班	産業振興課		
		地域創造部長 教育部長 こども未来部長	避難対策部	地域対策班	コミュニティ文化課 地域行政センター統括課 心のふるさと館 教育政策課 教育振興課 教育支援課 スポーツ課 こども・若者政策課 子育て支援課 各保育所		
				市民生活部長	市民対策部	市民支援班	総合窓口センター 国保年金課 人権男女共同参画課
						輸送・調査班	市税課 納税課
				すこやか福祉部長	福祉医療対策部	福祉班	福祉サービス課 生活支援課 介護支援課 すこやか長寿課
						医療救護班	健康課 こども健康課
							議会事務局長
				上下水道局長	上下水道部	企業総務班	企業総務課
						給水班	料金施設課
浄水・施設班	上下水道工務課						
本部長付	消防団長	消防部	消防班	消防団 (本.1.2.3.4.5分団) 危機管理課(消防担当)			

■ 大野城市災害対策本部事務分掌表

部 名	班 名	事務分掌			
		初動活動期	応急活動期	復旧・復興活動期	
各 班 共 通		1 班内職員の動員、配備に関する事	→	→	
		2 所管施設の被害防止又は軽減(避難誘導を含む)、被害調査に関する事	→	→	
		3 所管事項に関する業者、民間団体等への協力要請及び連絡調整に関する事	→	→	
		4 水防活動の協力に関する事	→	→	
		5 他班への応援に関する事	→	→	
		6 所管事項に関する被害調査及び応急対策に関する事			
本部総括部	本 部 班	1 災害対策本部、現地災害対策本部の設置・廃止に関する事	→	→	
		2 配備体制その他本部長命令の伝達に関する事	→	→	
		3 災害対策本部会議の庶務に関する事	→	→	
		4 防災行政無線の統制、活用に関する事	→	→	
		5 防災会議委員その他関係機関との連絡調整に関する事	→	→	
		6 自衛隊の派遣要請並びに派遣部隊の受け入れに関する事	→	→	
		7 国、県及び他自治体等への応援要請並びに連絡調整に関する事	→	→	
		8 広域消防応援に関する事	→	→	
		9 災害救助法の適用申請に関する事	→	→	
		10 高齢者等避難、避難指示の発令及び警戒区域の設定に関する事	→	→	
		11 臨時ヘリポートの開設に関する事	→	→	
		12 仮置き場等の空地利用の調整に関する事	→	→	
		13 各種制限措置の解除・指示等に関する事	→	→	
		14 本部長・副本部長の秘書に関する事	→	→	
		15 他の部・班に属さないこと	→	→	
		16 総合的な応急対策の立案及び各部門の調整に関する事			
		17 災害視察、見舞者の接遇に関する事		17-18 復旧・復興計画の総合企画及び調整に関する事	
情報総括班		1 気象及び地震、原子力災害情報等の収集及び分析に関する事	→	→	
		2 各種気象情報の記録に関する事	→	→	
		3 各種被害情報の収集・取りまとめに関する事	→	→	
		4 各種被害情報の分析・予測に関する事	→	→	
		5 職員等の動員・配備のとりまとめに関する事	→	→	
		6 各部各班の活動状況の把握に関する事	→	→	
		7 通報内容の送致分類に関する事	→	→	
		8 情報総括担当者会議の開催に関する事	→	→	
総務対策部	総 務 班	1 市民からの通報受付に関する事	→	→	
		2 防災情報地理システムへのとりまとめに関する事	→	→	
		3 職員の健康管理に関する事	→	→	
	財政調達班		1 車両その他輸送手段の確保、配車に関する事	→	→
			2 庁舎会議室等の利用調整に関する事	→	→
			3 応急対策活動に係る物品の調達に関する事	→	→
			4 避難者並びに災害対策従事職員等の食糧、必要物資の確保・調達に関する事	→	→
			5 被災建築物の応急危険度判定に関する事	→	→
			6 災害救助法関係事務のとりまとめに関する事	→	→
			7 災害対策に必要な金銭の出納及び保管に関する事	→	→
			8 災害対策関係予算並びに資金の運用に関する事	→	→
	9 物資集配拠点の開設及び救援物資の受け入れ・管理に関する事	→	→		
	10 応急仮設住宅の用地確保、建設及び管理に関する事	→	→		
	11 その他被災者向住宅供給に関する事	→	→		
			12 義援金に関する事		
広報・報道部	広報・報道班	1 市民への広報に関する事	→	→	
		2 報道機関への対応に関する事	→	→	
		3 被害記録・対応記録に関する事	→	→	
建設対策部	建設対策班	1 水防活動全般に関する事	→	→	
		2 道路・林道・農業用施設等の被害調査及び応急対策に関する事	→	→	
		3 斜面災害の被害調査及び応急対策に関する事	→	→	
		4 河川・道路等の障害物の除去に関する事	→	→	
		5 建設業団体等との連絡調整に関する事	→	→	
		6 交通規制の実施または協力に関する事	→	→	
		7 緊急輸送路の確保に関する事	→	→	
		8 急傾斜地等の安全対策並びに擁壁等危険箇所の安全確保に関する事	→	→	
環境・経済部	環 境 班	1 仮設トイレの設置及びし尿・ごみ・災害廃棄物の処理に関する事	→	→	
		2 遺体の収容、火葬等に関する事	→	→	
		3 警察等との連携に関する事	→	→	
			4 動物の保護・収容及び環境対策に関する事	→	→
			5 緊急時環境放射線モニタリング実施への協力に関する事	→	→
			6 放射線物質による汚染の除去、放射性物質の付着した廃棄物の処理に関する事	→	→
			7 被災地及び指定避難所の巡回パトロール等に関する事	→	→
	産 業 班		1 商工会等関係団体との連絡調整に関する事	→	→
			2 農協等関係団体との連絡調整に関する事	→	→
					3 中小企業への融資対策に関する事
				4 被災者への職業あっせんの協力に関する事	

■ 大野城市災害対策本部事務分掌表

部 名	班 名	事務分掌			
		初動活動期	応急活動期	復旧・復興活動期	
避難対策部	地域対策班	1 区長との連絡調整に関する事	→	→	
		2 コミュニティ地区内における災害情報の共有化に関する事	→	→	
		3 高齢者等避難、避難指示の区長への伝達に関する事			
	避難対策班	1 避難者の誘導に関する事			
		2 避難所の開設、運営、閉鎖に関する事	→	→	
		3 避難者名簿の作成に関する事	→	→	
		4 現地災害対策本部への協力	→	→	
		5 臨時ヘリポートの開設協力に関する事	→	→	
		6 児童・生徒の安全確保に関する事			
		7 応急教育に関する事	→	→	
		8 被災児童・生徒への学用品の供与に関する事	→	→	
		9 園児の安全確保に関する事			
		10 保育施設の被害調査及び臨時施設の設置等に関する事	→	→	
	11 避難所における救援物資の受け入れ・管理・配布に関する事				
	12 炊き出しに関する事				
	13 広域避難者の受け入れに関する事	→			
市民対策部	市民支援班	1 行方不明者名簿の作成に関する事	→	→	
		2 安否情報の収集、報告及び照会に対する回答に関する事	→	→	
		3 安否確認窓口の開設・運営に関する事	→	→	
		4 男女共同参画の視点を踏まえた災害対応に関する事	→	→	
	5 国民年金、国民健康保険税の減免等に関する事				
輸送・調査班	1 緊急輸送に関する事	→	→		
	2 建物及び宅地等の被害調査(各區別集計表及び箇所図作成)に関する事	→	→		
			3 リ災証明書・被害届出証明書の発行に関する事		
			4 リ災台帳の作成に関する事		
			5 市税の減免に関する事		
福祉医療対策部	福祉班	1 要配慮者の避難支援に関する事	→	→	
		2 福祉避難所、福祉仮設住宅の確保に関する事	→	→	
		3 社会福祉協議会、ボランティア団体等との連絡調整に関する事	→	→	
				4 被災者台帳の整備に関する事	
				5 災害弔慰金・見舞金・被災者生活再生支援金の支給、災害援護資金等貸付に関する事	
				6 被災者への職業あっせんの協力に関する事	
	医療救護班	1 救護所の設置・管理に関する事	→	→	
2 医師会等医療関係団体との連絡調整に関する事		→	→		
3 後方支援病院の確保に関する事		→	→		
4 医薬品・資機材等の調達に関する事		→	→		
		5 医療ボランティアの受け入れに関する事	→		
		6 防疫活動に関する事	→		
		7 被災者の健康管理に関する事	→		
議会対策部	議会対策班	1 議会・議員との連絡に関する事	→	→	
上下水道部	企業総務班	1 部の総務に関する事	→	→	
		2 関係部局及び関係機関への連絡調整に関する事	→	→	
		3 情報の収集及び記録に関する事	→	→	
		4 福岡地区水道企業団との連絡調整等に関する事	→	→	
	給水班	1 応急給水活動に関する事	→	→	
		2 大口需要者等に対する個別要請及び指導に関する事	→	→	
	浄水・施設班	1 取水、浄水、送水、配水施設の運転、操作、復旧に関する事	→	→	
		2 原水、応急給水の水质検査、保全及び薬品管理に関する事	→	→	
3 水道施設・下水道施設の被害調査及び復旧に関する事		→	→		
4 管工事組合、建設業者への応援依頼・作業指導に関する事		→	→		
※必要に応じて設置					
本部総括部	支援調整班	1 災害対策本部全体の受援に関する状況把握・とりまとめに関する事	→	→	
		2 災害対策本部全体の資源の調達・管理に関する事	→	→	
		3 受援に関する各部各班の調整に関する事	→	→	
		4 自衛隊の派遣要請並びに派遣部隊の受け入れに関する事	→	→	
		5 国、県及び他自治体等への応援要請並びに連絡調整に関する事	→	→	
		6 広域消防応援に関する事			
		7 支援調整会議の開催に関する事	→	→	
		8 応援職員の受入れ及び支援に関する事	→	→	
総務対策部	公共施設被害調査班	1 公共施設の詳細な被害調査に関する事			
		2 公共施設の継続使用の可否判断に関する事			

大野城市避難指示等の判断基準(水害・土砂災害)

警戒レベル	種類	区分	区域	判断基準	指示等の情報の発信				対応
					サイレン (伝達システム)	アナウンス方法	アナウンスの内容	対象区域	
警戒レベル3	高齢者等避難	水害	下流	①筒井橋の水位が「避難判断水位」に達し、さらに非常に激しい雨が降り続き水位の上昇が見込まれるとき ・避難判断水位4.32m ・氾濫危険水位4.69m ・堤防高6.76m ②御笠川の洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現した場合 ③堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合	5秒 サイレン 休 6秒 5秒 サイレン 休 6秒 5秒 サイレン 水防信号 第2信号	アナウンス方法	アナウンスの内容	対象区域	①災害対策本部の設置 第1配備 ②消防団全員出動の要請 ③業者への待機要請
			上流	①落合橋(太宰府市)の水位が「避難判断水位」に達し、さらに非常に激しい雨が降り続き水位の上昇が見込まれるとき ・避難判断水位2.55m ・氾濫危険水位2.82m ・堤防高3.91m ②御笠川の洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現した場合 ③堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合					
		土砂災害	①1時間後又は2時間後までに土砂災害危険度情報(県砂防課)が「警戒(赤)」に達すると発表され、今後も大雨が降り続き危険性が高まる恐れがあるとき ②土砂災害の危険度分布(気象庁)が「警戒(赤)」に達したとき						
警戒レベル4	避難指示	水害	下流	①筒井橋の水位が「氾濫危険水位」に達し、さらに「避難指示水位」(氾濫危険水位 +1.0m)を超える恐れがあるとき ・氾濫危険水位4.69m ・避難指示水位5.69m ・堤防高6.76m ②御笠川の洪水警報の危険度分布で「危険(紫)」が出現した場合 ③堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ④牛頭ダムの管理者から、緊急放流開始予定の通知があった場合	60秒 サイレン 休 5秒 60秒 サイレン 休 5秒 60秒 サイレン 水防信号 第4信号	アナウンス方法	アナウンスの内容	対象区域	①災害対策本部 第2配備又は第3配備 ②消防団出動 ③状況により業者への出動要請 ④土のう作成、運搬、設置
			上流	①落合橋(太宰府市)の水位が「氾濫危険水位」に達し、さらに非常に激しい雨が降り続き水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位2.82m ・堤防高3.91m ②御笠川の洪水警報の危険度分布で「危険(紫)」が出現した場合 ③堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合					
		土砂災害	①1時間後又は2時間後までに土砂災害危険度情報(県砂防課)が「危険(紫)」に達すると発表され、今後も大雨が降り続き災害が発生する恐れがあるとき ②土砂災害の危険度分布(気象庁)が「危険(紫)」に達したとき ③土砂災害警戒情報が発表されたとき ④土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見されたとき						
警戒レベル5	緊急安全確保	水害	①堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ②御笠川、牛頭川の越水(溢水)または破堤を確認したとき	60秒 サイレン 休 5秒 60秒 サイレン 水防信号 第4信号	アナウンス方法	アナウンスの内容	対象区域	①災害対策本部第3配備 ②消防団出動 ③状況に応じて業者へ出動要請 ④状況に応じて県を通じて 自衛隊の出動要請	
		土砂災害	①大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 ②市内で土砂災害が発生したとき						

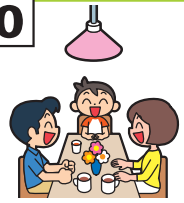
【留意事項】
 ●夜間から早朝に判断基準に達する可能性がある場合は、早めに発令する。
 ●強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合は、早めに発令する。

【牛頭川について】
 ●市内を流れる牛頭川は、計画規模(L1)において洪水浸水想定区域は設定されておらず、水位観測所も設定されてない。よって、現地(木の下橋・横峰橋)を確認し、必要に応じて避難情報を発令する。(瓦田の木の下橋橋脚には、市独自の水位線あり。)

※ 区域における「下流」「上流」とは、御笠川の本川を指し、牛頭川合流点を基準とする。


震度とゆれの状況

0



[震度0]
人は揺れを感じない。

1



[震度1]
屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。

2



[震度2]
屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。

3



[震度3]
屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。

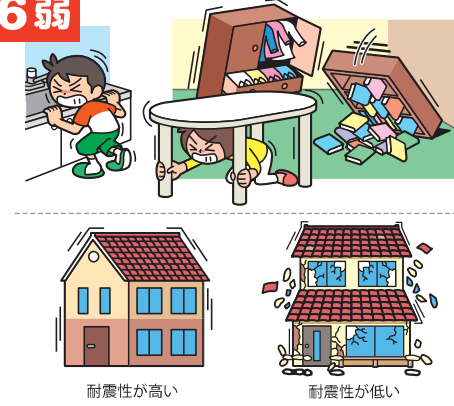
4



[震度4]

- ほとんどの人が驚く。
- 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。
- 座りの悪い置物が、倒れることがある。

6弱



[震度6弱]

- 立っていることが困難になる。
- 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。
- 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
- 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。

耐震性が高い 耐震性が低い

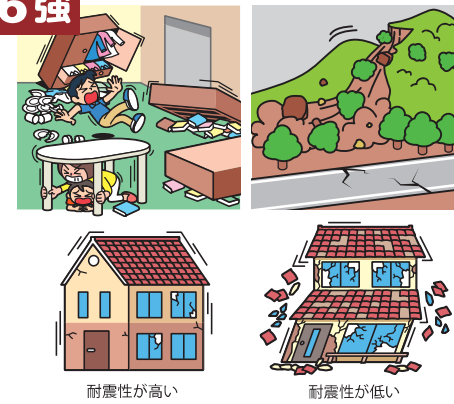
5弱



[震度5弱]

- 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
- 棚にある食器類や本が落ちることがある。
- 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。

6強




[震度6強]

- はわないと動くことができない。飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。
- 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

耐震性が高い 耐震性が低い

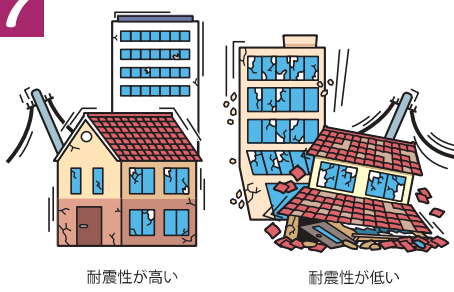
5強



[震度5強]

- 物につかまらないと歩くことが難しい。
- 棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 補強されていないブロック塀が崩れることがある。

7



[震度7]

- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
- 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。
- 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。

耐震性が高い 耐震性が低い

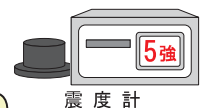
この表は、ある震度が観測された時に、その周辺で発生するゆれなどの現象や被害の目安を示したものです。
 詳しい解説は以下の気象庁ホームページに掲載しています。
 気象庁震度階級関連解説表 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/shindo/kaisetsu.html>

震度はどうやって決めるの？

震度は、地震による揺れを感知し自動的に震度を計算する「震度計」という機器で観測しています。地震が発生すると、全国の震度計で観測された震度を自動的に収集し、気象庁では地震発生から約1分半後※に各地域の震度を速報でお知らせしています。

※震度3以上の場合

気象庁が発表する震度は、以前は気象庁の職員の体感や、まわりで発生した被害の様子などから決めていました。平成8年（1996年）に震度計で震度を観測する体制に移行し、より迅速に全国の震度をお知らせできるようになりました。



震度計



注意報及び警報の種類並びに発表の基準

福岡管区気象台から発表される注意報、警報のうち、水防活動の利用に適合するものとして、本市に関するものは次のとおりである。

(令和5年6月20日)

区 分	種 類	基 準
注意報	大雨注意報	表面雨量指数 20 土壌雨量指数 154
	洪水注意報	御笠川流域雨量指数 18.7 牛頸川流域雨量指数 12 ※御笠川流域複合基準 表面雨量指数8かつ流域雨量指数18.7
警 報	大雨警報	表面雨量指数 29 (浸水害) 土壌雨量指数 211 (土砂災害)
	洪水警報	御笠川流域雨量指数 23.4 牛頸川流域雨量指数 15 ※御笠川流域複合基準 表面雨量指数27かつ流域雨量指数21

●土砂災害情報について

■土砂災害警戒情報

降雨による土砂災害の危険が高まったときに市町村長が避難指示を発令する際の判断や、自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表している防災情報です。

なお、この情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難指示の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としています。

■土砂災害危険度情報

土砂災害警戒情報を補捉する情報として、県が発表します。土石流と集中して発生するがけ崩れを対象としています。

特別警報の発表基準

(平成25年8月30日から発表)

区 分	種 類	発 表 の 基 準		
特別警報	大雨 (浸水害) 特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		
	大雨 (土砂災害) 特別警報			
	暴風 特別警報	数十年に一度の強度の台風 や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	
	高潮 特別警報		高潮になると予想される場合	
	波浪 特別警報		高波になると予想される場合	
	暴風雪 特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪 特別警報	数十年に一度の降雨量となる大雪が予想される場合		
	津波 特別警報	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置付ける)		
	火山噴火 特別警報	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置付ける)		
	地震 (地震動) 特別警報	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置付ける)		

※洪水に係る特別警報は実施せず、引き続き指定河川洪水予報で対応

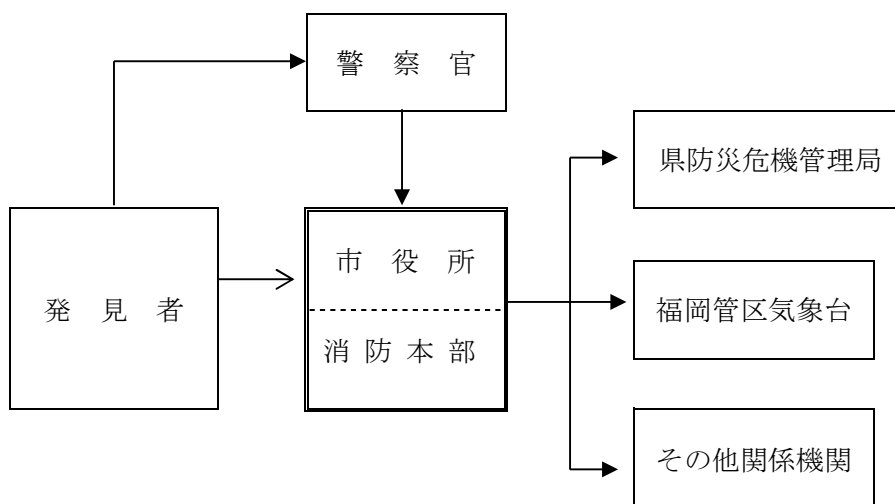
異常現象発見時の通報の流れ

1 通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長（消防本部を含む）、警察官等に通報しなければならない。

通報を受けた市長は、福岡管区气象台、県防災危機管理局及びその他関係機関に通報しなければならない。

■通報の流れ



2 通報を要する異常現象

事 項	現 象
気象に関する事項	◆大雨、竜巻、強い降ひょう等
地象に関する事項	◆地割れ、亀裂、落石等
水象に関する事項	◆放置すれば決壊のおそれがある河川の堤防及びため池からの漏水

雨量計設置箇所一覧

番号	設置場所	所在地	管理者	電話番号
1	大野城市牛頸浄水場	大字牛頸	上下水道工務課	582-5731
2	春日・大野城・那珂川消防本部	春日市	消防本部	584-1191

雨量観測所一覧

水系	観測所名	所在地
御笠川	那珂県土整備事務所	大野城市白木原
御笠川	牛頸ダム管理所	大野城市牛頸
御笠川	福岡管区気象台太宰府観測所	太宰府市向佐野

水位観測所

(1) 那珂県土整備事務所 (川底からの高さ)

河川名	観測所	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	観測者
御笠川	筒井橋 (大野城市)	2.70m	3.50m	4.32m	4.69m	テレメーター
御笠川	落合橋 (太宰府市)	1.50m	2.10m	2.55m	2.82m	テレメーター

(2) 大野城市 (海抜)

河川名	観測所	水防団待機水位 (最下青線)	はん濫注意水位 (黄線)	はん濫危険水位 (最上青線)	観測者
御笠川	梅林井堰	—	—	—	建設対策班
御笠川	畑詰橋	13.14m	13.94m	15.13m	建設対策班
御笠川	御笠橋	14.54m	15.34m	16.53m	建設対策班
御笠川	筒井橋	15.44m	16.24m	17.43m	建設対策班
御笠川	落合橋	16.34m	17.14m	18.33m	建設対策班
牛頸川	木下橋	17.94m	18.74m	19.93m	建設対策班

防災関係機関の連絡先一覧

(令和5年2月現在)

名称	電話番号	F A X	防災無線
福岡管区气象台	725-3631		
福岡県防災危機管理局 消防防災指導課	643-3113	643-3117	
福岡県災害対策本部	643-3986 ～3989	643-3990	78-700-7500 ～7504
福岡県福岡地方災害対策本部 (福岡農林事務所)	735-6121	712-3485	78-801-701
福岡県那珂県土整備事務所	513-5563	513-5606	78-821-711
福岡県筑紫保健福祉環境事務所	513-5581	592-8444	78-821-751
国土交通省福岡国道事務所 福岡維持出張所	682-7784	682-7745	
陸上自衛隊第4後方支援連隊	591-1020	591-1020	
春日・大野城・那珂川消防本部	584-1191	584-1200	
春日警察署	580-0110		
大野交番	503-5800		
白木原交番	582-9234		
南ヶ丘交番	596-0025		
春日原交番	581-0342		
福岡県済生会二日市病院	923-1551		
福岡徳洲会病院	573-6622		
九州電力送配電(株) 福岡南配電事業所	922-6124	928-6900	
西日本電信電話(株)九州支店 (株)NTTフィールドテクノ九州支店 福岡営業所 設備総括部門サービス 運営・災害対策担当)	476-6161	477-3940	
西部ガス(株)福岡支社 福岡供給部	633-2323	631-3794	
西日本高速道路(株)九州支社 久留米管理事務所	0942-43-4612		
西日本鉄道(株) 二日市駅	922-2024		
九州旅客鉄道(株) 南福岡駅	582-6680	582-5380	

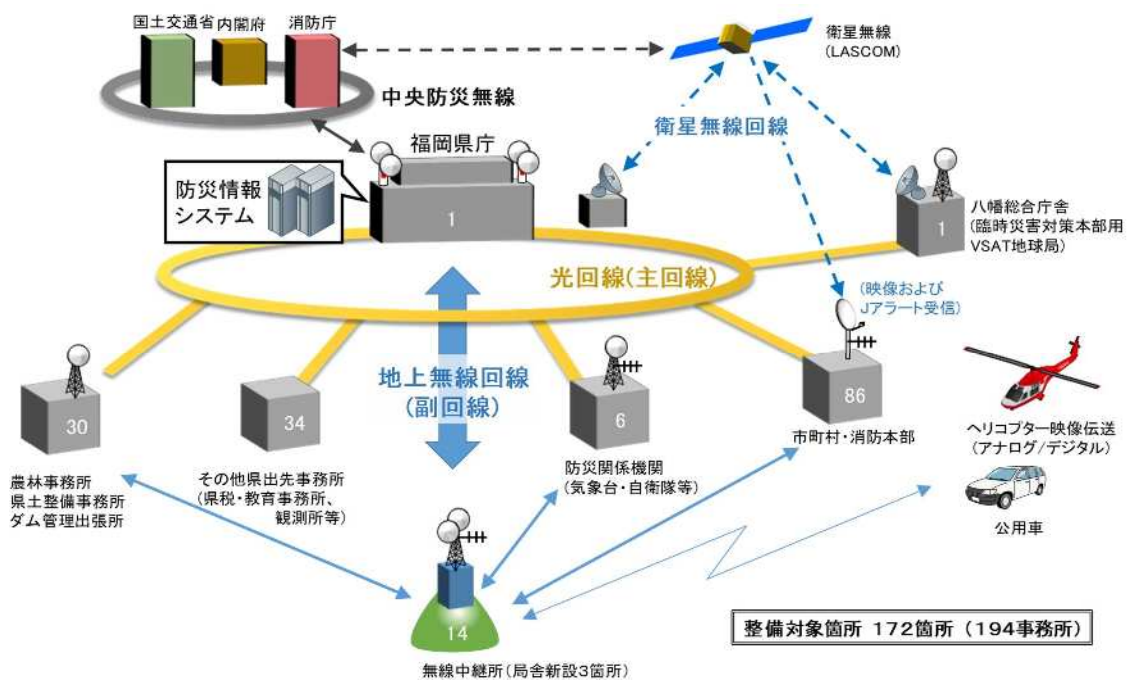
1 防災行政無線通信網の概要

(1) 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク

各種災害から県民の生活・財産を守り、災害に対する予防・応急復旧等の業務を迅速・的確に処理し、防災対策の強化を図る必要から、昭和57年2月に県と市町村（消防本部を含む）及び県出先機関並びに防災関係機関との間に無線電話回線を構成して、防災に関する情報の収集・伝達に成果をあげてきた。

また、今日の防災行政の高度化、多様化への対応と平常時における一般行政への活用を図るため、平成29年度から令和元年度にかけて、「福岡県防災・行政情報通信ネットワーク」を再整備し、運用を開始している。このネットワークは、地震等による大規模災害にも対応できる災害危機管理システムであり、防災情報システム、映像情報システム等を導入、通信機能の高度化を図り、県庁と国、市町村、防災関係機関を結び、防災及び行政の情報を伝達する通信ネットワークとなっている。

福岡県防災・行政情報通信ネットワーク 概念図



防災・行政電話のかけ方

防災事務だけでなく一般行政事務目的で利用できます

次のものから、防災・行政電話をかけることができます。

- 防災電話機、防災FAX
 - 県庁の内線電話機、ダイヤルイン接続のFAX
 - 農林事務所、県土整備事務所、総合庁舎、吉塚合同庁舎の内線電話機
 - その他、一部の県出先機関・市町村・消防本部の内線電話機
- (利用できる機関は、電話番号の備考欄に“*”、“#”、“◆”、“○”で示しています)

I (県内への発信) 東京事務所含む

【通常のかけ方】 光回線、地上無線回線(多重無線)を利用

全機関	(局番号) (内線番号) 78 - 〇〇〇 - △△△△	本番号簿に特記の場合、 そちらに従ってください
-----	---------------------------------	----------------------------

【例】 78 - 700 - 7024

防災情報係(通話)

【非常時のかけ方】 地上無線回線(260M無線)を利用

市町村・消防機関のみ	(局番号) (内線番号) 77 - 〇〇〇 - △△△△	本番号簿に特記の場合、 そちらに従ってください
------------	---------------------------------	----------------------------

【例】 77 - 700 - 7024

防災情報係(通話)

【参考】 庁内内線電話への発信

県庁	(局番号) (庁内内線番号4桁) 78 - 700 - ××××	「県庁内線」が利用できます
農林、県土整備事務所 (単独庁舎)	(局番号) (庁内内線番号2~3桁) 78 - 〇〇〇 - ×××	「各庁内線」が利用できます
総合、合同庁舎	(局番号) (庁内内線番号3~4桁) 78 - 〇〇〇 - ×××	局番号は出先機関(11)参照、「各庁内線」が利用できます
その他の機関(※) (備考欄に*印)	(局番号) (ゼロ) (庁内内線番号) 78 - 〇〇〇 - 0 - ×××	「各庁内線」が利用できます
その他の機関(※) (備考欄に#印)	(局番号) (ゼロ) 78 - 〇〇〇 - 0	交換台、代表課等につながります
その他の機関(※) (備考欄に◆印)	(局番号) (ゼロ) (庁内内線番号) 78 - 〇〇〇 - 0 - (ツーツー音) × × ×	「各庁内線」が利用できます ※ツーツー音聴取後、庁内内線番号をダイヤル。
その他の機関(※) (備考欄に○印)	(局番号) (庁内内線番号) 78 - 〇〇〇 - × × ×	「各庁内線」が利用できます

※ 吉塚合同庁舎、その他の機関(*、#、◆、○)の内線電話機から発信する場合は、発信特番を付けて下さい。

(発信特番)

吉塚合同庁舎 2 - 78 - 〇〇〇 - △△△△

その他の機関 ? - 78 - 〇〇〇 - △△△△

(*、#、◆、○)

【注意】発信特番は機関ごとに異なります。各事務所の担当者にご確認ください。

II (県外への発信)

衛星を利用して、総務省・消防庁、他都道府県、県外市町村等へ電話・FAXがかけられます。

県庁からは、次のようにダイヤルします。

79 - 世代間接続番号(※) - $\Delta\Delta\Delta$ - $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ - $\times\times\times\times$
(県番号) (局番号3桁) (内線番号 桁数は様々)

農林／県土整備事務所、総合庁舎、市町村、消防本部からは、次のようにダイヤルします。

78-700-79- 世代間接続番号(※) - $\Delta\Delta\Delta$ - $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ - $\times\times\times\times$
(県番号) (局番号3桁) (内線番号 桁数は様々)

東京事務所からは次のようにダイヤルします。

79 - 7 - 世代間接続番号(※) - $\Delta\Delta\Delta$ - $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ - $\times\times\times\times$
(県番号) (局番号3桁) (内線番号 桁数は様々)

電話番号や利用方法は、自治体衛星通信機構のホームページ(<http://www.lascom.or.jp>)に掲載されています。

※世代間接続番号について分からない場合は、防災情報係までお尋ねください。

III (移動局への発信)

農林、県土整備事務所の車載局などの移動局(77- $\times\times\times$)へも通話できます。

防災企画課防災情報係までお問い合わせください。

<問い合わせ>

総務部 防災危機管理局 防災企画課 防災情報係

内線 2485、2486、7024 防災 78-700-7024、78-700-2485、78-700-2486

令和5年度防災・行政電話番号 出先機関(1)

農林事務所

(かけ方：78 - 局番 - 内線番号)

(同一局番内へのかけ方：内線番号のみ)

設置場所	局番	内線番号	備考	設置場所	局番	内線番号	備考
【農林事務所】				飯塚農林事務所			(飯塚総合庁舎)
福岡農林事務所			(福岡西総合庁舎)	所長	820	700	
所長室	801	700			"	400	
	"	300		総務課長	"	701	
総務課長	"	302			"	410	
総務課	"	701		FAX(総務課)	"	760	
	"	303		農山村振興課長	"	420	
FAX(")	"	760		農業振興課長	"	430	
農山村振興課長	"	310		農村整備第一課長	"	440	
農業振興課長	"	350		農村整備第二課長	"	705	
農村整備第一課長	"	320			"	450	
農村整備第二課長	"	705		森林土木課長	"	706	
	"	360			"	460	
森林土木課長	"	706		林業振興課長	"	470	
	"	330		筑後農林事務所			
林業振興課長	"	340		所長	803	300	
災害和室	"	374		副所長	"	301	
朝倉農林事務所			(朝倉総合庁舎)	総務課長	"	701	
所長	816	700			"	310	
	"	200		庶務係	"	311	
総務課	"	701		会計係	"	314	
総務課長	"	210		FAX(総務課)	"	760	
FAX(総務課)	"	760		農山村振興課長	"	320	
農山村振興課長	"	220		地域振興係	"	321	
	"	703		農地係	"	345	
農業振興課長	"	230		農業振興課長	"	703	
農村整備第一課長	"	240			"	330	
農村整備第二課長	"	250		農業・金融係	"	331	
農村整備第三課長	"	260		畜産係	"	337	
森林土木課長	"	706		園芸特産・食の安全係	"	334	
	"	270		農村整備第一課長	"	340	
林業振興課長	"	280		管理係	"	341	
災害和室	"	293		計画係	"	343	
八幡農林事務所			(八幡総合庁舎)	農村整備第二課長	"	705	
所長	702	700			"	350	
	"	500		整備第一係	"	352	
総務課長	"	701		整備第二係	"	357	
	"	510		整備第三係	"	354	
FAX(総務課)	"	760		農村整備第三課長	"	360	
農山村・林業振興課長	"	702		整備第一係	"	363	
	"	520		整備第二係	"	361	
農村整備課長	"	540		森林土木課長	"	706	
森林土木課長	"	708			"	370	
	"	560		治山係	"	371	
林業振興課長	"	570		林道係	"	373	
災害和室	"	593		林業振興課長	"	380	
北九州普及指導センター				林業振興係	"	381	
センター長	702	300		普及係	"	383	
地域振興課長	"	310		災害和室	"	394	
園芸畜産課長	"	321					

本ページ掲載の機関では庁内内線電話の利用可能

斜体は庁内内線番号

令和5年度防災・行政電話番号 出先機関(3)
(かけ方：78 - 局番 - 内線番号)

県土整備事務所
(同一局番内へのかけ方：内線番号のみ)

設置場所	局番	内線番号	備考	設置場所	局番	内線番号	備考
久留米県土整備事務所				南筑後県土整備事務所柳川支所			(柳川総合庁舎)
所長	811	710		支所長室	812	710	
	"	211			"	500	
総務課長	"	711		庶務課	"	711	
	"	213			"	510	
総務係	"	215		道路維持課	"	530	
会計係	"	218		FAX(道路維持課)	"	761	
FAX(総務課)	"	761		河川砂防課	"	712	
用地課長	"	221			"	540	
				建築指導課	"	570	
管理係	"	250		災害和室	"	596	
用地係	"	227		直方県土整備事務所			(直方総合庁舎)
道路維持課長	"	713					
	"	241		所長室	813	900	
維持係	"	245		総務課長	"	711	
交通安全係	"	243			"	910	
道路建設課長	"	255		FAX(総務課)	"	761	
建設第一係	"	210		用地課長	"	930	
建設第二係	"	235		道路維持課長	"	940	
河川砂防課長	"	251					
河川係	"	252		道路維持課維持係長	"	920	
砂防係	"	237		道路建設課長	"	950	
災害事業室長	"	270					
災害事業第一係	"	266		河川砂防課長	"	933	
災害事業第二係	"	256					
都市施設整備課長	"	231					
スマートIC対策室長	"	258		都市施設整備課長	"	935	
建築指導課長	"	265		建築指導課長	"	970	
建設宅建業係	"	261		災害和室	"	716	
建築審査係	"	262			"	987	
災害和室	"	414		京築県土整備事務所			(豊前総合庁舎)
南筑後県土整備事務所			(大牟田総合庁舎)	所長	823	300	
所長	822	710		副所長	"	301	
	"	300		総務課長	"	310	
地域整備企画監	"	350		総務課	"	711	
総務課長	"	711		用地課長	"	712	
	"	310			"	320	
総務係	"	311		用地課	"	714	
会計係	"	313		FAX(用地課)	"	761	
FAX(総務課)	"	761		維持課	"	713	
用地課長	"	320		道路課長	"	330	
管理係	"	322		河川砂防課長	"	343	
用地第一係	"	325		都市施設整備課長	"	340	
用地第二係	"	323		建築指導課長	"	360	
道路課長	"	713		災害和室	"	385	
	"	330					
維持係	"	333					
国道建設係	"	337					
県道建設係	"	335					
港湾河川課長	"	340					
都市施設整備課長	"	360					
災害和室	"	393					

本ページ掲載の機関では庁内内線電話の利用可能

斜体は庁内内線番号

令和5年度防災・行政電話番号 出先機関(5)
(かけ方：78 - 局番 - 内線番号)

県土整備事務所
(同一局番内へのかけ方：内線番号のみ)

設置場所	局番	内線番号	備考	設置場所	局番	内線番号	備考
田川県土整備事務所				飯塚県土整備事務所			(飯塚総合庁舎)
所長	819	710		所長	820	710	
	"	901			"	300	
副所長(事務)	"	902		総務課	"	711	
(技術)	"	903			"	310	
企画班	"	932		FAX(総務課)	"	761	
総務課長	"	711		用地課長	"	712	
	"	910			"	320	
総務係	"	911		道路維持課長	"	330	
	"	912			"	713	
	"	916		道路建設課長	"	350	
会計係	"	913		河川砂防課長	"	340	
	"	914		都市施設整備課長	"	370	
	"			建築指導課長	"	360	
用地課長	"	200		災害和室	"	383	
2階コピーファクシミリ室	"	712		那珂県土整備事務所			(筑紫総合庁舎)
FAX(2階コピーファクシミリ室)	"	761		所長	821	710	
管理係	"	201			"	200	
	"	202		総務課長	"	711	
用地係	"	203			"	210	
	"	204		用地課長	"	712	
道路維持課長	"	270			"	220	
維持係	"	713		FAX(用地課)	"	761	
	"	211		道路課長	"	713	
	"	212			"	230	
	"	219		河川砂防課長	"	240	
道路技術員	"	217					
	"	218		都市施設整備課長	"	250	
交通安全係	"	213		建築指導課長	"	260	
	"	214		災害和室	"	293	
	"	250					
道路建設課長	"	210					
建設1係	"	215					
	"	216					
	"	269					
建設2係	"	231					
	"	232					
河川砂防課長	"	220					
河川係	"	221					
	"	222					
砂防係	"	223					
	"	224					
国道バイパス建設室長	"	240					
道路改良係	"	241					
	"	242					
トンネル・橋梁係	"	243					
	"	244					
建築指導課長	"	920					
" 課	"	921					
災害和室	"	265					

本ページ掲載の機関では庁内内線電話の利用可能

斜体は庁内内線番号

令和5年度防災・行政電話番号 出先機関(6)

(かけ方：78 - 局番 - 内線番号)

保健福祉環境事務所

(同一局番内へのかけ方：内線番号のみ)

設置場所	局番	内線番号	備考	設置場所	局番	内線番号	備考
【保健福祉環境事務所】				糸島保健福祉事務所			(糸島総合庁舎)
筑紫保健福祉環境事務所			(筑紫総合庁舎)	所長	815	300	
所長	821	400		副所長兼総務企画課長	"	302	
保健監	"	405		総務企画課(総務係)	"	752	
副所長	"	401		総務企画課(企画指導係)	"	751	
環境長	"	420			"	305	
総務企画課長	"	751		社会福祉課長	"	320	
	"	410		健康増進課長	"	340	
総務係	"	411		保健衛生課長	"	332	
	"	412		宗像・遠賀保健福祉環境事務所			(宗像総合庁舎)
企画指導係	"	413		所長	824	200	
	"	414		保健監	"	202	
健康増進課長	"	430		副所長兼総務企画課長	"	201	
健康増進係	"	431			"	751	
	"	432		総務係	"	210	
	"	445		企画指導係	"	214	
精神保健係	"	438		健康増進課長	"	280	
	"	439		健康増進係	"	283	
	"	443		精神保健係	"	285	
保健衛生課長	"	402		保健衛生課長	"	220	
食品衛生係	"	417		食品衛生係	"	221	
	"	418		生活衛生係	"	224	
	"	419		感染症係	"	229	
生活衛生係	"	423		環境長	"	230	
	"	424		地域環境課長	"	231	
感染症係	"	433		地域環境課	"	232	
	"	434		環境指導課長	"	234	
社会福祉課長	"	404		環境指導第一係	"	235	
社会福祉課	"	435		環境指導第二係	"	237	
	"	436		災害和室	"	373	
	"	437		宗像・遠賀保健福祉環境事務所遠賀分庁舎			#
保護課長	"	403		社会福祉課	901	70	
保護課	"	415		FAX(")	"	75	
	"	416		嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所			(飯塚総合庁舎)
検査課長	"	450		所長	820	200	
検査課	"	451		保健監	"	202	
地域環境課長	"	425		副所長兼総務企画課長	"	201	
地域環境課	"	426		総務企画課 総務係	"	210	
	"	427		企画指導係	"	218	
環境指導課長	"	440		健康増進課	"	220	
環境指導課	"	444		健康増進係	"	221	
	"	441		精神保健係	"	226	
	"	442		保健衛生課	"	250	
	"	428		食品衛生係	"	253	
FAX(2F)	"	593		生活衛生係	"	255	
FAX(4F)	"	574		感染症係	"	251	
粕屋保健福祉事務所				環境長	"	960	
所長	900	71		地域環境課	"	970	
総務企画課	"	70		環境指導課	"	980	
				環境指導第一係	"	981	

総合庁舎、* #の機関では庁内内線電話の利用可能

斜体は庁内内線番号

令和5年度防災・行政電話番号 出先機関(7)
(かけ方：78 - 局番 - 内線番号)

保健福祉環境事務所
(同一局番内へのかけ方：内線番号のみ)

設置場所	局番	内線番号	備考	設置場所	局番	内線番号	備考
環境指導第二係	//	983		北筑後保健福祉環境事務所久留米分庁舎 (久留米総合庁舎)			
環境指導第三係	//	985		防災電話	904	70	
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所直方分庁舎 (直方総合庁舎)				FAX(防災FAX)	//	75	
副所長	813	300		社会福祉課長	904-0	344	
社会福祉課	//	320		環境課長		351	
	//	741		検査課長		360	
児童家庭係	//	321		南筑後保健福祉環境事務所 (柳川総合庁舎)			
高齢・障がい福祉係	//	325		所長室	812	200	
保護課	//	340		保健監	//	201	
保護第一係	//	341					
保護第二係	//	351		副所長兼総務企画課長	//	202	
				総務企画課 総務係	//	743	
監査指導課	//	310			//	211	
田川保健福祉事務所 (田川総合庁舎)				企画指導係	//	216	
防災電話	832	740		健康増進課長	//	240	
FAX(防災FAX)	//	763		健康増進課 健康増進係	//	244	
所長	//	300		健康増進課 疾病対策係	//	247	
保健監	//	301		精神保健係	//	221	
副所長(3F)	//	302		保健衛生課長	//	260	
副所長(4F)	//	303		保健衛生課 食品衛生第一係	//	261	
総務企画課長	//	394		食品衛生第二係	//	264	
総務企画課(総務係)	//	305		生活衛生係	//	271	
総務企画課(医療扶助係)	//	312		感染症係	//	231	
総務企画課(企画指導係)	//	304		南筑後保健福祉環境事務所八女分庁舎 (八女総合庁舎)			
社会福祉課	//	317		所長	817	200	
健康増進課(健康増進係)	//	321		副所長	//	201	
健康増進課(精神保健係)	//	319		社会福祉課	//	751	
保健衛生課(食品衛生係)	//	382		社会福祉課長	//	210	
保健衛生課(生活衛生係)	//	387		社会福祉課 児童家庭係	//	213	
保健衛生課(感染症係)	//	380		// 高齢・障がい福祉係	//	215	
監査指導課	//	318		保護課長	//	220	
検査課	//	324		監査指導課	//	752	
保護第1課	//	331		監査指導課長	//	510	
保護第2課	//	341		環境長	//	501	
保護第3課	//	351		地域環境課	//	753	
保護第4課	//	361		地域環境課長	//	520	
保護第5課	//	371		環境指導課長	//	530	
保護第6課	//	356		京築保健福祉環境事務所 (行橋総合庁舎)			
北筑後保健福祉環境事務所 (朝倉総合庁舎)				所長	814	600	
所長	816	400		保健監	//	601	
保健監	//	401		副所長	//	602	
副所長	//	402		環境長	//	603	
総務企画課	//	751		総務企画課	//	751	
総務企画課長	//	410		総務企画課長	//	610	
保健衛生課長	//	420		健康増進課長	//	640	
健康増進課長	//	470		保健衛生課長	//	630	
保護課長	//	430		社会福祉課長	//	660	
				保護第一課長	//	670	
				保護第二課長	//	675	
				環境課長	//	620	

本ページ掲載の機関では庁内内線電話の利用可能

斜体は庁内内線番号

令和5年度防災・行政電話番号 出先機関(10)
(かけ方：78 - 局番 - 内線番号)

ダム・中小企業振興事務所・教育事務所
(同一局番内へのかけ方：内線番号のみ)

設置場所	局番	内線番号	備考	設置場所	局番	内線番号	備考
【ダム管理出張所】				【中小企業振興事務所】			
日向神ダム			#	福岡中小企業振興事務所			○
管理出張所	700	7400		事務室	940	70	
	"	7401		久留米中小企業振興事務所			#
	"	7402		事務室	941	0	
FAX	"	7405		飯塚中小企業振興事務所			
南畑・五ヶ山ダム			#	事務室	943	70	
管理出張所	700	7410		所長室	"	71	
	"	7411		北九州中小企業振興事務所			#
FAX	"	7415		事務室	942	0	
力丸・犬鳴ダム			#	事務室(FAX)	"	75	
管理出張所	700	7420					
	"	7421		【教育事務所】			
FAX	"	7425		福岡教育事務所			◆
油木ダム			#	総務課	950	70	
管理出張所	700	7430		北九州教育事務所			#
	"	7431		総務課	955	70	
FAX	"	7435		北筑後教育事務所			○
ます淵ダム			#	所長	953	71	
管理出張所	700	7440		総務課	"	70	
	"	7441		南筑後教育事務所			
FAX	"	7445		総務課	952	70	
陣屋ダム			#	筑豊教育事務所			#
管理出張所	700	7450		所長	951	71	
	"	7451		総務課	"	70	
FAX	"	7455		京築教育事務所			#
瑞梅寺ダム			#	総務課	954	70	
管理出張所	700	7460					
	"	7461					
FAX	"	7465					
山神・牛頭・北谷ダム			#				
管理出張所	700	7470					
	"	7471					
FAX	"	7475					
鳴淵・猪野ダム			#				
管理出張所	700	7480					
	"	7481					
FAX	"	7485					
福智山ダム			#				
管理出張所	700	7490					
	"	7491					
FAX	"	7495					
藤波ダム			#				
管理出張所	700	7406					
	"	7407					
FAX	"	7408					
伊良原ダム			#				
管理出張所	700	7416					
	"	7417					
FAX	"	7418					

* #◆○の機関では庁内内線電話の利用可能

斜体は庁内内線番号

令和5年度防災・行政電話番号 市町村(2)

(かけ方：78 - 局番 - 内線番号)

(同一局番内へのかけ方：内線番号のみ)

設置場所	局番	内線番号	備考	設置場所	局番	内線番号	備考
福津市			*	須恵町			
防災安全課	362	70		総務課	344	70	
FAX(")	"	75		FAX(")	"	75	
警備員室	"	72		警備員室	"	72	
うきは市			◆	新宮町			
市民協働推進課	481	70		地域協働課	345	70	
FAX(")	"	75		FAX(")	"	75	
管理室	"	72		管理人室	"	72	
宮若市			*	久山町			*
総務課	403	70		総務課	348	70	
FAX(")	"	75		FAX(")	"	75	
宿直室	"	72		控室	"	72	
嘉麻市				粕屋町			#
防災対策課	423	70		総務課	349	70	
FAX(")	"	75		FAX(")	"	75	
管理人室	"	72		管理人室	"	72	
朝倉市			#	芦屋町			*
防災交通課	209	70		総務課	381	70	
FAX(")	"	75		FAX(")	"	75	
警備員室	"	72		守衛室	"	72	
みやま市			*	水巻町			#
総務課	561	70		総務課	382	70	
FAX(")	"	75		FAX(")	"	75	
当直室	"	72		警備員室	"	72	
糸島市			#	岡垣町			#
危機管理課	222	70		地域づくり課	383	70	
FAX(")	"	75		FAX(")	"	75	
災害対策運営室	"	71		警備室	"	72	
管理人室	"	72		遠賀町			*
那珂川市			*	総務課	384	70	
安全安心課	305	70		FAX(")	"	75	
FAX(")	"	75		警備員室	"	72	
管理人室	"	72		小竹町			*
宇美町			#	総務課	401	70	
危機管理課	341	70		FAX(")	"	75	
FAX(")	"	75		宿直室	"	72	
宿直室	"	72		鞍手町			*
篠栗町			*	まちづくり課	402	70	
総務課	342	70		FAX(")	"	75	
FAX(")	"	75		宿直室	"	72	
警備員室	"	72		桂川町			*
志免町			#	総務課	421	70	
生活安全課	343	70		FAX(")	"	75	
FAX(")	"	75		管理人室	"	72	
警備員室	"	72		筑前町			#
				環境防災課	444	70	
				FAX(")	"	75	
				警備員室	"	72	

* # ◆ ○ の機関では庁内内線電話の利用可能

令和5年度防災・行政電話番号 消防機関

(かけ方：78 - 局番 - 内線番号)

(同一局番内へのかけ方：内線番号のみ)

設置場所	局番	内線番号	備考	設置場所	局番	内線番号	備考
【消防機関】				みやま市消防本部			
北九州市消防局				通信指令室	666	70	
消防指令センター	100	71		FAX(")	"	75	
FAX(")	"	72		災害対策室	"	72	
福岡市消防局			*	直方市消防本部			*
災害救急指令センター	130	70		指令室	667	70	
FAX(")	"	75		FAX(")	"	75	
筑紫野太宰府消防本部			#	飯塚地区消防本部			
消防指令センター	650	70		指令課	668	70	
FAX(")	"	75		FAX(")	"	75	
指令室	"	71		田川地区消防本部			
春日・大野城・那珂川消防本部			#	指令課通信指令室	669	70	
災害対策室	651	70		FAX(")	"	75	
FAX(")	"	75		副署長	"	71	
宗像地区消防本部			*	本部総務課	"	72	
通信室	652	70		直方・鞍手広域市町村圏事務組合消防本部			
FAX(")	"	75		通信指令室	670	70	
糸島市消防本部				FAX(")	"	75	
指令室	653	70		行橋市消防本部			
FAX(")	"	75		通信指令室	671	70	
粕屋南部消防本部			*	FAX(")	"	75	
警防課	654	70		警防課	"	71	
FAX(")	"	75		京築広域圏消防本部			
救急課	"	72		警防課指令係	672	70	
粕屋北部消防本部			#	FAX(")	"	75	
災害対策室	655	70		苅田町消防本部			
FAX(")	"	75		通信指令室	621	76	
中間市消防本部			#	筑後地域消防指令センター			
指令室	656	70		指令管制室	674	70	
FAX(")	"	75		FAX(")	"	75	
遠賀郡消防本部			#				
指令室	657	70					
FAX(")	"	75					
久留米広域消防本部							
代表	658	70					
FAX(情報指令課)	"	75					
甘木・朝倉消防本部							
作戦室	659	70					
FAX(")	"	75					
大牟田市消防本部			#				
警防課	661	70					
FAX(")	"	75					
柳川市消防本部							
情報通信室	662	70					
FAX(")	"	75					
警防課	"	71					
八女消防本部							
指令情報班	663	70					
FAX(")	"	75					
筑後市消防本部			*				
指令室	664	70					
FAX(")	"	75					

* #◆○の機関では庁内内線電話の利用可能

福岡県災害調査報告実施要綱

制定 昭和39年 5月21日

改正 平成 6年 4月 1日

平成10年 4月 1日

(趣 旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

(定 義)

第2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

(総括事務)

第3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部（総括班）において行う。

(報告責任者)

第4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市町村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。（報告すべき災害）

第5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は件の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

(報告及び提出部数)

第6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表1によるものとする。

1 即報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、または避難が行われた場合にあつては、ただちに災害概況即報（様式第1号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、または増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあつては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区 分	報 告 時 間	
市 町 村 長	10時00分	15時00分
出先機関の長	10時30分	15時30分
各 部 長	11時00分	16時00分

2 詳 報

災害発生後市町村長にあつては5日以内に、関係出先機関の長にあつては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に掲げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、または災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであつて、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

4 提出部数

(1) 出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。

(2) 各部長は、1部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあつては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

(報告の順序)

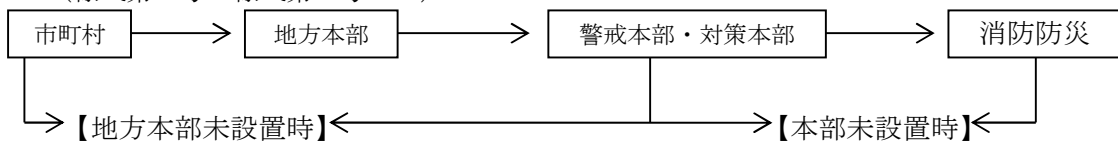
第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害被序によるものとする。

但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1 市町村長の報告

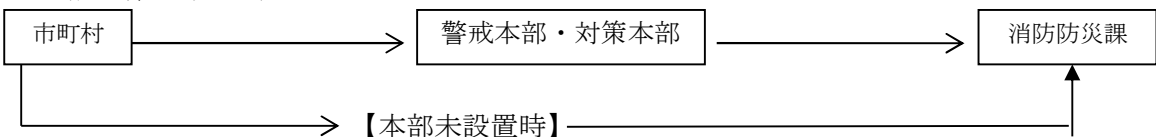
(1) 災害概況及び被害状況即報

(様式第1号・様式第2号の1)



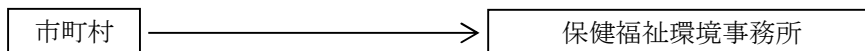
(2) 被害状況確定報告

(様式第2号の1)



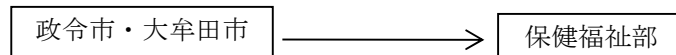
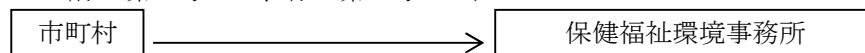
(3) 社会福祉施設関係被害即報

(様式第2号の2)



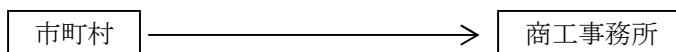
(4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の3、様式第3号の1)



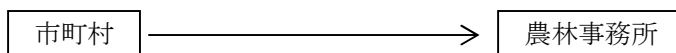
(5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の4、様式第3号の2)



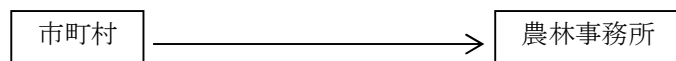
(6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の5、様式第3号の3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15)

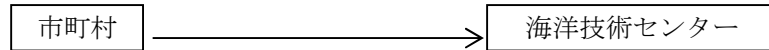


(7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告

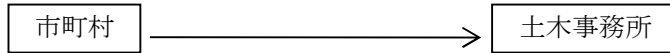
(様式第2号の6、7、8、9、10)



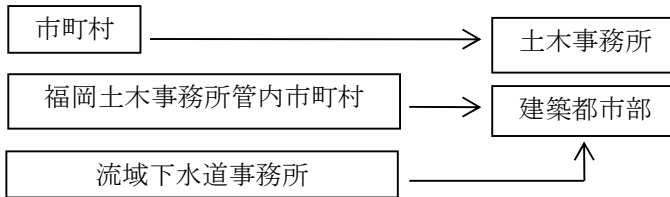
(8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の11、12)



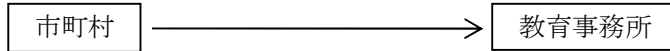
(9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の13、様式第3号の16)



(10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の14、15、様式第3号の17)

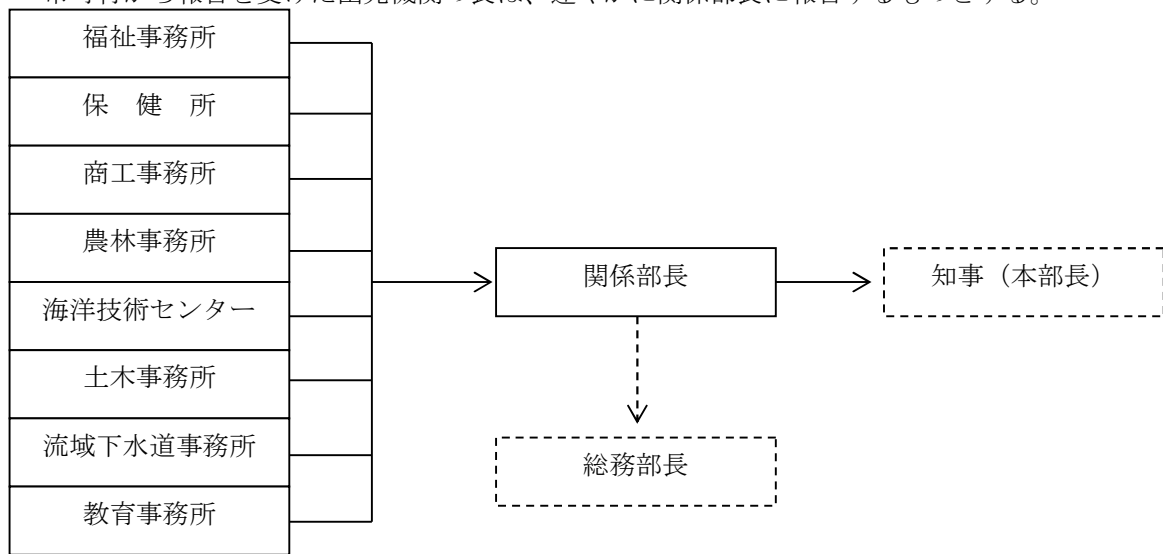


(11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告
(様式第2号の16)



2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



3 各部長の報告

- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。
- (2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長（消防防災課）に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

別表 1

被害区分		備考	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。	
	重傷者	当該被害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。	
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。	
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。	非住家被害は全壊又は半壊のもののみを記入するものとする
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田の流出埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。	
	畑の流出埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたのものとする。	
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または第3条の2の規定によって天然の河岸とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったものと及び流出し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。		

その他	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。	住屋の一部破損及び床下浸水の被害世帯は含まない。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。	
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。		
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。	
	農林水産施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対策となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び協同利用施設とする。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとするものとする。	
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。	
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。	
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。	
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。		

無線設備等一覧

(1) 災害情報伝達システム

(令和5年11月現在)

局番号	無線局種別	所管課	設置場所	無線局名
0	基地局	危機管理課	曙町2丁目2番1号	大野城市役所
1	拡声子局	危機管理課	仲畑1丁目414番	梅林
2	拡声子局	危機管理課	御笠川1丁目29番	畑詰
3	拡声子局	危機管理課	御笠川2丁目12番11	彦田
4	拡声子局	危機管理課	平野台4丁目3番17	平野台
5	拡声子局	危機管理課	大字乙金618番12	大野城市総合体育館
6	拡声子局	危機管理課	仲畑2丁目115番	仲畑中央公園
7	拡声子局	危機管理課	中1丁目20番1号	御陵中学校
8	拡声子局	危機管理課	川久保1丁目7番1号	中公民館
9	拡声子局	危機管理課	川久保3丁目13番	蓮町公園
10	拡声子局	危機管理課	乙金2丁目5番18号	乙金公民館
11	拡声子局	危機管理課	乙金1丁目18番1号	大野東小学校
12	拡声子局	危機管理課	御笠川1丁目17番1号	北コミュニティ
13	拡声子局	危機管理課	乙金台2丁目17番3号	乙金台公民館
14	拡声子局	危機管理課	大城3丁目29番1号	大城小学校
15	拡声子局	危機管理課	御笠川6丁目4	木町公園
16	拡声子局	危機管理課	大字瓦田	汐井川池
17	拡声子局	危機管理課	東大利4丁目8番1号	下大利小学校
18	拡声子局	危機管理課	山田4丁目17番1号	大野北小学校
19	拡声子局	危機管理課	雑餉隈町3丁目3番7号	雑餉隈町公民館
20	拡声子局	危機管理課	筒井3丁目8番1号	上筒井公民館
21	拡声子局	危機管理課	瓦田3丁目2番1号	大野小学校
22	拡声子局	危機管理課	白木原3丁目11番1号	大野中学校
23	拡声子局	危機管理課	東大利1丁目12番5号	東大利公民館
24	拡声子局	危機管理課	上大利1丁目6番1号	大利中学校
25	拡声子局	危機管理課	下大利団地4番2号	下大利団地公民館
26	拡声子局	危機管理課	下大利5丁目12	新池
27	拡声子局	危機管理課	上大利2丁目18番1号	上大利公民館
28	拡声子局	危機管理課	上大利5丁目17	三兼池公園
29	拡声子局	危機管理課	南ヶ丘1丁目9	旭ヶ丘公園
30	拡声子局	危機管理課	南ヶ丘2丁目19番1号	南ヶ丘1区公民館
31	拡声子局	危機管理課	緑ヶ丘4丁目6	緑ヶ丘児童公園
32	拡声子局	危機管理課	南ヶ丘4丁目18番1号	大野南小学校
33	拡声子局	危機管理課	横峰2丁目4番1号	平野小学校
34	拡声子局	危機管理課	月の浦1丁目5	月の浦近隣公園
35	拡声子局	危機管理課	大字牛頸1357番地5	牛頸公民館
36	拡声子局	危機管理課	つつじヶ丘4丁目1番1号	平野中学校
37	拡声子局	危機管理課	つつじヶ丘3丁目1番1号	つつじヶ丘近隣公園
38	拡声子局	危機管理課	つつじヶ丘6丁目10	長者原公園
39	拡声子局	危機管理課	月の浦5丁目1	月の浦西公園
40	拡声子局	危機管理課	月の浦3丁目22番1号	月の浦小学校
41	拡声子局	危機管理課	平野台1丁目20番7号	平野台公民館
42	拡声子局	危機管理課	中3丁目14	桑ノ浦公園
43	拡声子局	危機管理課	南大利2丁目1番	日の浦池公園
44	拡声子局	危機管理課	山田1丁目9	山田1号公園
45	拡声子局	危機管理課	乙金東2丁目1089番地1	月見ヶ丘公園2
46	拡声子局	危機管理課	牛頸1丁目4番	月の浦配水池
47	拡声子局	危機管理課	大字牛頸422番	牛頸浄水場
48	拡声子局	危機管理課	乙金3丁目19番	乙金多目的広場
49	拡声子局	危機管理課	乙金東1丁目910番141	乙金区画整理
50	拡声子局	危機管理課	平野台1丁目1-46	平野台さくら公園
51	拡声子局	危機管理課	乙金東3丁目5番43号	乙金東公民館

52	拡声子局	危機管理課	下大利2丁目10番10号	下大利公民館
53	拡声子局	危機管理課	大城4丁目27番	おおぎ市営住宅
54	拡声子局	危機管理課	若草1丁目6番23号	若草公民館
55	拡声子局	危機管理課	仲畑4丁目21番1号	仲島公民館
56	拡声子局	危機管理課	大城2丁目18	通り谷公園
57	拡声子局	危機管理課	下大利4丁目1番	水城駅前
58	拡声子局	危機管理課	若草4丁目7	日の浦公園
59	拡声子局	危機管理課	牛頸4丁目3	塚原公園
60	拡声子局	危機管理課	栄町1丁目1番11号	栄町公民館
-	簡易中継局	危機管理課	緑ヶ丘4丁目6	緑ヶ丘児童公園

※ 設置場所について、公民館や小学校など建物は「住居表示」、公園など建物以外は「地番」で表記しています。

(2) 市内小中学校 (J-ALERT 機器)

No	所管課	設置場所	局名
1	危機管理課	瓦田3丁目2番1号	大野小学校
2	危機管理課	山田4丁目17番1号	大野北小学校
3	危機管理課	南ヶ丘4丁目18番1号	大野南小学校
4	危機管理課	乙金1丁目18番1号	大野東小学校
5	危機管理課	上大利1丁目7番1号	大利小学校
6	危機管理課	横峰2丁目4番1号	平野小学校
7	危機管理課	大城3丁目29番1号	大城小学校
8	危機管理課	東大利4丁目8番1号	下大利小学校
9	危機管理課	御笠川1丁目7番1号	御笠の森小学校
10	危機管理課	月の浦3丁目22番1号	月の浦小学校
11	危機管理課	白木原3丁目11番1号	大野中学校
12	危機管理課	乙金台2丁目5番1号	大野東中学校
13	危機管理課	上大利1丁目6番1号	大利中学校
14	危機管理課	つつじヶ丘4丁目1番1号	平野中学校
15	危機管理課	中1丁目20番1号	御陵中学校

(3) 移動系

無線局種別	呼出名称	形態	設置場所等	備考
移動局	ぼうさい101~172	携帯	危機管理課	MCA72台